

船舶インシデント調査報告書

令和3年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年9月21日 08時15分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市田倉 ^{たくら} 埼西方沖 田倉埼灯台から真方位270° 800m付近 （概位 北緯34° 15.9′ 東経135° 03.2′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{まき} 雅丸は、航行中、船外機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年10月8日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 雅丸、0.2トン 250-51792和歌山、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力5.9kW、回転数毎分 5,500、2気筒、ボア56mm、使用燃料ガソリン、平成17年 11月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.2m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りの目的で約13ノットの速力で航行中、船外機が異音もせず突然停止した。</p> <p>船長は、船外機の点火プラグを抜いて点検し、不具合がないことを確認した後、始動用ロープを引いて機関の始動を数度試みるものの始動できず、燃料供給システムの不具合（気化器の故障）を疑い、自力での航行を諦めて118番通報を行った。</p> <p>船長は、巡視艇の来援を待っていたところ、付近を通り掛かった知人の漁船にえい航され、来援した巡視艇による警戒下、出航地に戻った。</p> <p>船長は、過去に2度ほど船外機の気化器不調による運航不能を経験し、自身で気化器内部の汚損を洗浄するなどして復旧しており、本インシデント後、使用期間等を考慮して整備点検を諦めて船外機を廃棄し、船外機を換装した。</p> <p>本船は、船長が約1年に1回船外機の潤滑油の交換等を行い、平成29年9月に定期検査時に船外機の外観検査を受けていたものの、船外機の気化器点検等を伴う解放整備を行った記録がなかった。</p> <p>船長は、燃料油（ガソリン）の購入等に用いる携行缶を、従来の機</p>

	<p>関製造会社純正品（プラスチック製、J C I 認定品）に代えて消防法適合品（鉄製）を使用するようになってから、同携行缶内に錆が発生することに気付いており、本インシデント後、今回の気化器不調も燃料油タンクからの錆が影響したものと思った。</p>
分析	<p>本船は、船外機の気化器に汚損等が進んだ状態で、船長が航行を続けていたところ、燃料油タンクからの錆が気化器に流入したことから、気化器に不調が生じて船外機が停止し、運航不能となった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、船外機の気化器に汚損等が進んだ状態で、船長が航行を続けていたところ、燃料油タンクからの錆が気化器に流入したため、気化器に不調が生じて船外機が停止したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船外機の取扱者は、定期的に気化器の点検及び分解洗浄を行うこと。また、必要に応じて気化器を交換することが望ましい。 ・ 船外機の取扱者は、鉄製携行缶内から燃料油を取り出すたびに空気が缶内に流入することにより、缶内壁が結露して錆が生じる可能性があることを念頭に、缶内の燃料油を全て消費した際、缶内を十分に乾燥させ発錆を最小限にすること。 ・ 船外機の鉄製燃料油缶は、定期的に内部を点検し、必要に応じて缶内部に防錆処置を施すことが望ましい。 ・ 船外機の燃料油缶は、機関製造会社純正品（プラスチック製若しくはステンレス製、J C I 認定品）を使用することが望ましい。